平成 2 4 年 1 月 2 6 日 例 規 (会)第 2 号 千 葉 県 警 察 本 部 長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。 別添

国庫帰属押収物の取扱要領

1 趣旨

この要領は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第499条第3項の規定により国庫に帰属することとなる押収物(以下「国庫帰属押収物」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この取扱要領における用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1)署長等 県本部の事件主管課長(交通部交通機動隊長及び交通部高速道路交通警察 隊長を含む。)又は署長をいう。
- (2) 庶務担当課長 県本部の各部の庶務担当課長をいう。
- (3)契約担当官 会計担当官に関する規程(昭和29年国家公安員会規程第1号。以下「規程」という。)及び警察庁会計事務取扱細則(昭和59年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。)第7条に基づく契約担当官であって千葉県警察会計担当官(千葉県警察本部長(以下「本部長」という。))をいう。
- (4) 支出負担行為担当官 規程及び細則第4条に基づく支出負担行為担当官であって千葉県警察会計担当官(本部長)をいう。
- (5) 収入官吏 総務部会計課長(以下「会計課長」という。)をいう。
- (6) 歳入徴収官 規程及び細則第3条に基づく歳入徴収官であって千葉県警察会計担当 官(本部長)をいう。
- (7) 部局長 内閣府所管国有財産取扱規則(平成13年内閣府訓令第59号)第2条の 規定に基づく内閣府所管国有財産部局長(本部長)をいう。
- 3 国庫帰属押収物が物品である場合
- (1)署長等は、押収物である動産が国庫に帰属した場合において、当該動産(以下「帰属物品」という。)が物品管理法(昭和31年法律第113号)第2条第1項に規定する物品に該当するときは、当該押収物に係る事件を主管する部の庶務担当課長に対し、国庫帰属通知書(別記第1号様式)とともに帰属物品を送付すること。
- (2)前(1)の送付を受けた庶務担当課長は、帰属物品と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、次(3)から(5)までの取扱いが終了するまでの間、帰属物品を保管するものとし、国庫帰属通知書については、会計課長を経由して当該物品の管理に関する事務を専決処理することとされている本部長に送付すること。
- (3) 国庫帰属通知書の送付を受けた本部長は、帰属物品について不用の決定をするものとする。この場合において、売払による代金の見込額が売払に要する費用の額に満た

ないと認められる物品、個人の秘密に属する事項が記録されている物品、買受人がない物品等、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄するものとする。

- (4) 帰属物品を売り払う場合には、契約担当官は売払の契約を行うものとする。
- (5) 帰属物品を廃棄する場合には、庶務担当課長が廃棄すること。ただし、廃棄を有償 で行う必要がある場合には、支出負担行為担当官は有償廃棄の契約を行うものとする。
- (6)前(5)の廃棄をする場合において、特定の個人を識別することができる情報が記録されている物品については、当該情報が活用できないような方法で廃棄しなければならない。
- (7) 前記(1) から(6) までの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が 国庫帰属押収物取扱簿(物品関係)(別記第2号様式)に必要事項を記載し、そのて ん末を明らかにしなければならない。
- (8) 庶務担当課長は、前記(1)から(5)までの取扱いにおいて、帰属物品が長大であるなど運搬又は、保管が困難である場合は、署長等に保管させることができるものとする。
- 4 国庫帰属押収物が現金である場合
- (1)署長等は、押収物である現金(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第222 条第1項において準用する第122条又は第499条第4項の規定に基づき押収物を 公売した代価を含む。以下同じ。)が国庫に帰属した場合には、当該押収物に係る事 件を主管する部の庶務担当課長に対し、国庫帰属通知書とともに当該現金(以下「帰 属現金」という。)を送付すること。
- (2)前(1)の送付を受けた庶務担当課長は、帰属現金と国庫帰属通知書の記載内容を 確認した上、国庫帰属通知書とともに帰属現金を収入官吏に送付すること。
- (3)前(2)の送付を受けた収入官吏は、帰属現金を領収し、領収証書を庶務担当課長を通じて署長等に交付するとともに領収済報告書を歳入徴収官に送付すること。
- (4) 収入官吏は、領収した帰属現金について現金払込書を添えて、日本銀行に払い込む こと。
- (5) 領収済報告書の送付を受けた歳入徴収官は、当該報告書に基づき、当該歳入の調査 及び徴収の決定をするものとする。
- (6)前記(1)から(5)までの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が 国庫帰属押収物取扱簿(現金関係)(別記第3号様式)に記載し、そのてん末を明ら かにしなければならない。
- 5 国庫帰属押収物が国有財産である場合
- (1) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条第1項各号に掲げる財産であって運搬が困難なものである場合の措置
 - ア 警察署長等は、押収物である財産が国庫に帰属した場合において、当該財産(以下「帰属財産」という。)が国有財産法第2条第1項に規定する国有財産に該当し、 運搬が困難である船舶、航空機等(以下「船舶等」という。)であるときは、当該 押収物に係る事件を主管する部の庶務担当課長に対し、国庫帰属通知書とともに船

舶等の写真、備付書類の写し等(以下「写真等」という。)を送付すること。

- イ 前アの送付を受けた庶務担当課長は、当該写真等と国庫帰属通知書の記載内容を 確認した上、国庫帰属通知書とともに当該写真等を部局長に送付すること。
- ウ 前イの送付を受けた部局長は、引継通知書(別記第4号様式)により、財務省関 東財務局長又は財務省関東財務局千葉財務事務所長(以下「財務局長等」という。) に対し、引継ぎの通知を行うものとする。
- エ 財務局長等から引継ぎについて異存がない旨の回答がなされた時は、部局長は当該船舶等を引継書(別記第5号様式)により財務局長等に引き継ぎ、引継物件受領書(別記第6号様式)の交付を受けるものとする。
- オ 署長等は、前記イからエまでの取扱いが終了するまでの間、当該船舶等を保管すること。
- カ 前記アから才までの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿(国有財産関係)(別記第7号様式)に記載し、そのてん末を明らかにしなければならない。
- (2)前(1)以外の帰属財産である場合の措置
 - ア 署長等は、押収物が前(1)以外の帰属財産であるときは、当該押収物に係る事件を主管する部の庶務担当課長に対し、国庫帰属通知書とともに当該帰属財産を送付すること。
 - イ 前アの送付を受けた庶務担当課長は、当該帰属財産と国庫帰属通知書の記載内容 を確認した上、国庫帰属通知書とともに当該帰属財産を、会計課長を経由して部局 長に送付すること。
 - ウ 前イの送付を受けた部局長は、引継通知書により、財務局長等に対し、引継ぎの 通知を行うものとする。
 - エ 部局長は、財務局長等から引継ぎについて異存がない旨の回答を受けた時は、当 該帰属財産を引継書により財務局長等に引き継ぎ、引継物件受領書の交付を受ける ものとする。
 - オ 前記アから工までの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰 属押収物取扱簿(国有財産関係)に記載し、そのてん末を明らかにしなければなら ない。

6 留意事項

- (1) 前記3 (7)、4 (6)、5 (1) 及び(2) に定める国庫帰属押収物取扱簿については、当該国庫帰属押収物の取扱いが全て終了した後、会計課長が保管すること。
- (2)署長等は、帰属物品及び帰属財産の保管に関し、保管場所の確保が困難な場合、保管委託の必要性が生じる場合その他保管についての調整は、その都度、会計課長と協議すること。

以下様式省略